

改

正

前

(1) ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金

種別	使用区分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	①午前9時～ ～正午
		円	円	円	②午後1時～ ～午後5時
ホール	大ホール	61,100	86,500	101,800	50,900
	平日				
小ホール	土・日曜日 及び休日	86,500	122,200	142,500	71,200
	平日	25,400	30,500	34,600	16,200
コンベンションルーム	土・日曜日 及び休日	28,500	37,600	42,700	20,300
	平日	17,300	23,400	28,500	13,200
イベントスペース	土・日曜日 及び休日	22,400	30,500	35,600	16,200
	平日	21,300	27,500	32,500	15,200
イベントスペース	土・日曜日 及び休日	29,500	37,600	45,800	20,300
	平日				

(2) 会議室の利用料金

改

正

後

(1) ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金

種別	使用区分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	①午前9時～ ～正午
		円	円	円	②午後1時～ ～午後5時
ホール	大ホール	73,300	103,000	122,000	61,000
	平日				
小ホール	土・日曜日 及び休日	103,000	146,000	171,000	85,400
	平日	30,400	36,600	41,500	19,400
コンベンションルーム	土・日曜日 及び休日	34,200	45,100	51,200	24,300
	平日	20,700	28,000	34,200	15,800
イベントスペース	土・日曜日 及び休日	26,800	36,600	42,700	19,400
	平日	25,500	33,000	39,000	18,200
イベントスペース	土・日曜日 及び休日	35,400	45,100	54,900	24,300
	平日				

(2) 会議室の利用料金

改 正 前	改 正 後
<p>2 ホール使用者が、開館時間内において練習、準備又は舞台装置を置くため舞台を使用する場合は、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を徴収する。</p> <p>3 使用者が、入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を加算する。</p>	<p>2 ホールの使用に係る利用料金の上限額は、公演等の練習、準備又はリハーサル（これらのうち、その使用における関係者を除き、観客その他これに類する見物人の動員があるものを除く。）を行うために使用するときは、(1)の表に掲げる額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合には、利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。</p>

改 正 前	改 正 後																																				
	<p>2 大ホール又は小ホールの使用において指定管理者が必要と認める場合は、<u>指定管理者が照明設備及び音響設備の操作に関する業務を行い、指定管理者は、利用料金とは別に、その実施に要した費用を使用者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>グランドピアノ又はピアノの使用において調律を希望される場合は、指定管理者が調律を行い、指定管理者は、その実施に要した費用を使用者から徴収するものとする。</u></p> <p>4 <u>レコーディングスタジオ又は録音室の使用においてレコーディングが行われる場合は、指定管理者がレコーディングエンジニアの業務を行い、指定管理者は、利用料金とは別に、その実施に要した費用を使用者から徴収するものとする。</u></p> <p>第14条～第27条 (略)</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>附属設備の利用料金</p>																																				
<p>第14条～第27条 (略)</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>附属設備利用料金表</p> <table border="1" data-bbox="215 1545 1407 1975"> <thead> <tr> <th>器具等の名称</th> <th>単位</th> <th>使用区分 利用料金</th> <th>全日利用 料</th> <th>附記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール 舞台</td> <td>1式</td> <td>17,600</td> <td>20,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大ホール 設備</td> <td>1式</td> <td>8,800</td> <td>11,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大ホール 松竹羽目</td> <td>1式</td> <td>4,400</td> <td>5,060</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	器具等の名称	単位	使用区分 利用料金	全日利用 料	附記	大ホール 舞台	1式	17,600	20,900		大ホール 設備	1式	8,800	11,000		大ホール 松竹羽目	1式	4,400	5,060		<table border="1" data-bbox="215 1545 1407 1975"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>区分使用</th> <th>全日使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール 舞台</td> <td>所作台</td> <td>21,100</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>大ホール 設備</td> <td>平台</td> <td>10,500</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>大ホール 松竹羽目</td> <td>1式</td> <td>5,280</td> <td>6,070</td> </tr> </tbody> </table>	種別		区分使用	全日使用	大ホール 舞台	所作台	21,100	25,000	大ホール 設備	平台	10,500	13,200	大ホール 松竹羽目	1式	5,280	6,070
器具等の名称	単位	使用区分 利用料金	全日利用 料	附記																																	
大ホール 舞台	1式	17,600	20,900																																		
大ホール 設備	1式	8,800	11,000																																		
大ホール 松竹羽目	1式	4,400	5,060																																		
種別		区分使用	全日使用																																		
大ホール 舞台	所作台	21,100	25,000																																		
大ホール 設備	平台	10,500	13,200																																		
大ホール 松竹羽目	1式	5,280	6,070																																		

改 正 前		改 正 後	
第4サスペンションライト	1列	4,840	6,050
第5サスペンションライト	1列	4,840	6,050
第1プロセニアムサスペンションライト	1列	4,400	6,050
第2プロセニアムサスペンションライト	1列	4,400	6,050
フロントサイドスポットライト	1式	24,200	29,700
シーリングライト	1式	13,200	16,500
ギャラリースポットライト	1台	1,100	1,320
トーマタルタワールライト	1組	2,640	3,300
アッパーホリゾンライト	1式	4,620	5,720
ローホリゾンライト	1式	5,940	7,260
センタースポットライト	1台	6,600	8,250
反射板照明器具	1式	8,800	11,000
フットライト	1列	1,430	1,760
第3サスペンションライト (1KW)	1列 (10台)		5,800
第4サスペンションライト (1KW)	1列 (10台)		5,800
第5サスペンションライト (1KW)	1列 (10台)		5,800
第1プロセニアムサスペンションライト (1KW)	1列 (10台)		5,280
第2プロセニアムサスペンションライト (1KW)	1列 (10台)		5,280
フロントサイドスポットライト (1KWハロゲンスポット)	1式 (24灯)		29,000
シーリングライト (1KWハロゲンスポット)	1式 (30灯)		15,800
ギャラリースポットライト (1KWレンズスポット)	1台		1,320
トーマタルタワールライト (1KWレンズスポット)	1組 (6台)		3,160
アッパーホリゾンライト (500Wハロゲンランプ)	1式 (15灯)		5,540
フットライト	1列 (36灯)		6,860

改 正 前		改 正 後							
ール	設備	第1ボーダーライト 1列	1,650	2,090	100W36灯付き	ロアーホリゾントライト (300Wハロゲンラン プ)	1式(2 4灯)	7,120	8,710
		第2ボーダーライト 1列	1,650	2,090	100W36灯付き	センタースポットライト (2KWクセノペンソポ ットライト)	1台	7,920	9,900
		第1サスペンション ライト 1列	4,180	5,280	500W19台	反射板照明器具(500W ハロゲンランプ)	1式(3 0灯)	10,500	13,200
		第2サスペンション ライト 1列	4,180	5,280	500W19台	フットスポットライト	1台	1,320	1,710
		アッパーホリゾン トライト 1列	2,200	2,750	150W39灯付 き	コンデンサーマイク ロホン	1本	2,370	2,900
		ロアーホリゾン トライト 1列	2,750	3,520	150W36灯付 き	ダイナミックマイク ロホン	1本	2,370	2,900
		フロントサイド スポットライト 1式	3,740	4,620	500W12台	超指向性マイク ロホン	1本	2,370	2,900
		シーリング ライト 1式	3,740	4,620	500W12台	ワイヤレスマイク ロホン (電池付き)	1本	3,160	3,960
		テーブル コーナー 卓 1台	2,860	3,630		エレベーター マイク装置 (コンデンサー マイク ロホン 1本付き)	1組	4,090	5,280
		コン デン サー マイ ク ロ ホ ン ((A)) 1本	1,980	2,420		スピーカー (ステージ用)	1組	3,960	5,010
		コン デン サー マイ ク ロ ホ ン ((B)) 1本	1,980	2,420		スクリーン	1式	6,600	8,180
		ダイ ナ ミ ッ ク マ イ ク ロ ホ ン ((A)) 1本	1,980	2,420		グラ ン ド ピ ア ノ (ヤマハ C F)	1台	19,800	19,800
		ダイ ナ ミ ッ ク マ イ ク ロ ホ ン ((B)) 1本	1,980	2,420		グラ ン ド ピ ア ノ (ス タ イ ン ウ ェ イ D 2 7 4 型)	1台	46,200	46,200
		超 指 向 性 マ イ ク ロ ホ ン 1本	1,980	2,420					
		ワ イ ヤ レ ス マ イ ク ロ ホ ン A 1本	2,640	3,300	電池付き				
		音響 設備							
		映 写 機 関 係							
		そ の 他							

改		正				後			
改		正				後			
前		正				後			
	エレベーターマイク装置	1本	3,410	4,400	コンデンサーマイク クロホン((A))1 本付き	1台		46,200	46,200
小ホール	音響設備	1本	1,540	1,870		1台		2,370	2,900
	コンデンサーマイク ロホン	1本	1,540	1,870		1室		3,960	5,010
	ダイナミックマイク ロホン	1本	2,640	3,300	電池付き	1列(3 6灯)		1,710	2,110
	ワイヤレスマイク ロホンB	1本	5,500	6,820		第1ボーターライト(10 0W)		1,980	2,500
大ホール	映写設備	1式	7,040	8,800		第2ボーターライト(10 0W)		1,980	2,500
	スクリーン	1式	2,200	2,750		第1サスペンションライト (500W)		5,010	6,330
小ホール	映写設備	1台	990	1,210	60W8灯付き	1列(1 9台)		5,010	6,330
	スクリーン	1台	770	990		第2サスペンションライト (500W)		2,640	3,300
	ストリップライト ((A))	1台	2,090	2,640		アツパーホリゾントライト (150W)		3,300	4,220
	ストリップライト ((B))	1台	1,210	1,430		ローホリゾントライト (150W)		4,480	5,540
	効果器具A	1台	660	770		フロントサイドスポットラ イト(500W)		4,480	5,540
	リプルマシン	1台	2,200	3,630		シーリングライト(500 W)		5,280	6,600
	芯無しマシン	1台	1,540	1,760		フォロー用スポットライト		2,370	2,900
	ミラーボール	1台	1,100	1,430		コンデンサーマイクロホン		1,840	2,240
	スポットライト	1台	3,850	4,840		ダイナミックマイクロホン			
	フォロー用スポット ライトA	1台							

照明
関係

音響
関係

改 正 前		改 正 後	
大ホール浴室	1室	3,300	4,180
電源料	1KW	440	550
移動用テープレコーダー	1台	990	1,210
テーブル	1台	330	396
楽団用丸イス	1台	154	198
番号スタンド	1台	440	506
姿身	1台	330	374
舞台装飾臺	1式	14,300	18,700
ライティングレール	1回路	2,310	2,860
ビデオプロジェクタ	1台	11,000	14,300
ビデオデッキ	1台	1,320	1,650
書画カメラ	1台	2,200	2,750
その他	パイプ椅子	1脚	130
全施設共通	テーブル	1台	390
	姿身	1台	390
	電源（使用者の持込みに係る電気器具を使用し、その合計定格消費電力が2KWを超える場合）	合計定格消費電力 2KWを超え1KWまでと	520
			660

備考

1 上表において「区分使用」とは、条例別表の(1)の表に定める使用区分（午前9時から午後10時までの使用区分を除く。）1区分による使用をいい、「全日使用」とは、同表に定める午前9時から午後10時までの使用区分による使用をいう。

2 照明付き壁面展示スペース（中2階～2階）は、コンベンションルームを使用する場合において、その使用中に限り使用することができる。

3 照明付き壁面展示スペース（1階～中2階）は、全ての会議室を使用する場合において、その使用中に限り使用することができる。

4 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合に係る利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

備考

- 1 この表（この項を除く。）において「使用区分」とは、条例別表(1)ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金の表に定める使用区分（午前9時から午後10時までの使用区分を除く。）をいい、「全日」とは、同表に定める午前9時から午後10時までの使用区分をいう。
- 2 この表に定める使用区分利用料金の額は、使用区分1区分に係るものとする。